徳島県監査委員公表第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき，令和４年度の定期監査を執行したので，その結果を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和５年３月１０日

徳島県監査委員　岡　﨑　悦　夫
同　鹿　山　公　弘
同　大　寺　健　司
同　西　沢　貴　朗
同　梶　原　一　哉

１　監査基準

定期監査については，徳島県監査基準（令和２年３月６日徳島県監査委員告示第１号）に準拠して実施した。

２　監査の対象

令和５年１月１０日から令和５年２月２２日までの間に，別表に記載の４２機関において実施した。

３　監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し，正確に行われ，最小の経費で最大の効果を挙げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めているか。

４　監査の実施内容

令和３年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし，監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに，関係職員から説明を聴取することにより，監査を実施した。

５　監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果，重要な点において監査基準第１５条第２項第１号に定める事項が認められないものについては，次のとおりである。

(1) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの

＜池田高等学校＞

週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について，支給区分や算定を誤っているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの

＜徳島北高等学校＞

教育業務連絡調整手当について，支給日数を誤っているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監　査　対　象　機　関	監　査　年　月　日
池田支援学校	令和５年　１月１０日
池田高等学校	〃
城ノ内高等学校	令和５年　１月１２日
城ノ内中等教育学校	〃
徳島北高等学校	〃
城西高等学校	令和５年　１月１３日
名西高等学校	〃
脇町高等学校	令和５年　１月１６日
穴吹高等学校	〃
海部高等学校	令和５年　１月１７日
総合教育センター	令和５年　１月１８日
板野高等学校	〃
那賀高等学校	令和５年　１月１９日
城南高等学校	令和５年　１月２０日
ひのみね支援学校	〃
徳島科学技術高等学校	令和５年　１月２３日
しらさぎ中学校	〃
徳島中央高等学校	〃
国府支援学校	令和５年　１月２４日
徳島視覚支援学校	令和５年　１月２６日
徳島聴覚支援学校	〃
富岡西高等学校	令和５年　１月２７日
小松島西高等学校	〃
富岡東中学校	令和５年　２月２２日
川島中学校	〃
城東高等学校	〃
城北高等学校	〃
徳島商業高等学校	〃
小松島高等学校	〃
富岡東高等学校	〃
阿南光高等学校	〃
鳴門高等学校	〃
鳴門渦潮高等学校	〃
阿波高等学校	〃
吉野川高等学校	〃
川島高等学校	〃
阿波西高等学校	〃
つるぎ高等学校	〃
板野支援学校	〃
鴨島支援学校	〃
阿南支援学校	〃
みなと高等学園	〃